

平成19年11月20日

九州運輸局地域公共交通活性化・再生本部(支部)の設置

政府全体として「地域活性化」が主要課題に取り上げられる中、「地域公共交通の活性化・ 再生」は、その1分野として重要な位置を占めています。

本年10月1日より「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、この 法律に基づき、地域公共交通の活性化・再生に向けて、主体的に創意工夫して頑張る地域 を総合的に支援していくこととしています。

九州地域においても、人口減少・少子高齢化、自家用車への過度な依存が進む中、各地 において、地域住民の移動手段の確保、観光振興・まちづくりの基盤整備等の観点から地 域公共交通の活性化・再生に取り組む動きがあります。

九州運輸局としては、これまで以上に、各地域で課題となっている具体的案件に直接的 に関わり、地域公共交通の活性化・再生に向けて「頑張る地域」、「頑張ろうとしている地 域」に対して、積極的に支援していくため、局内各部を横断する体制を整備し、輸送モー ドにとらわれない横断的な形で、本局各部、各運輸支局や海事事務所も一体となって支援 していく体制として、11月12日(月)、本局に「地域公共交通活性化・再生本部」を、 各運輸支局等に「地域公共交通活性化・再生支部」を設置したところです。

また、11月16日(金)には、「九州運輸局地域公共交通活性化・再生本部」第1回会 議を開催し、今後の各地域に対する支援体制・内容について検討を開始したところであり、 今後、ワーキンググループにおいて、具体的に検討を進めていくこととしています。

> <問い合わせ先> 九州運輸局 企画観光部 交通企画課 担当 大塚、須藤 電話 092-472-2315

九州運輸局地域公共交通活性化・再生本部・支部の設置について



↓19年11月16日 第1回本部会議開催···今後の取組、WGでの検討項目の決

|域公共交通の活性化・再生に向けた支援体制・内容の検討(具体的にはWGで検討



